

空き家等対策計画(素案)の意見照会でいただいたご意見への回答について(令和5年12月)

	該当 ページ	ご意見	ご意見への回答
1	26頁他	代執行と行政代執行は、表現を統一したほうがいいと思います。略式代執行があるから代執行という言葉の使い方になっていると思いますが、念のため申し上げます。	ご指摘のとおり、「行政代執行」で統一いたしました。
2	42・43頁	9条2項では新たに報告徴収権が認められたので、そのことに触れるとか、5条の所有者等の責務で施策に協力するよう努めるということが定められたので、それらについても触れてもいいのではと思いました。	ご指摘のとおり、①法第5条「空家等の所有者等の責務」につきましては、ご指摘を受け、P42の具体的な取組み例として以下のとおり記載を追記させていただきました。 「・空き家等の所有者又は管理者は、法第5条の規定のとおり、市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならないことについて周知を行う。」 また、P32「所有者等の責務」につきましても、記載を法第5条に合わせるとともに、根拠を追記いたしました。
			ご指摘のとおり、②9条第2項「報告の徴収」につきましても、ご指摘を受け、P43の具体的な取組み例として以下のとおり記載を追記させていただきました。 「・法第9条第2項の規定に基づき、空き家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告を求めることを検討する。」